

## 日本映画学会 大会・例会報告集 投稿規定

1. 投稿資格:日本映画学会大会・例会で報告を行った者。ただし、任意とする。また、「研究発表論文」の投稿は会員に限る。
2. 内容とカテゴリー:「研究発表論文」は発表(シンポジウムを含む)に基づいた学術論文、「研究発表記録」は発表の記録、「講演記録」は講演の記録とする。必要に応じて、その他のカテゴリーを設けることができる。
3. 執筆言語と書式・分量:日本語または英語。「研究発表論文」は、日本映画学会学会誌『映画研究』書式規定にしたがうこと。ただし、匿名審査ではないので、氏名を明記すること。「研究発表記録」は4000字(英語の場合は2000 words)以内とし、註と文献は付さず、本文中に示すこと。「講演記録」は自由とする。ただし、すべて、1行の文字数は51文字とする。
4. ネイティブ・チェック:母語(第一言語)でない言語で執筆した場合は必ずネイティブ・チェックを受けた上で提出すること。また、修正などを行った場合も再度ネイティブ・チェックを受けること。
5. 投稿数:原則として、大会・例会ごとに、会員1名につき各カテゴリーにおいて1編を上限とする。共同執筆の場合もこれに含める。
6. 投稿締切:例会報告集は例会後直近の8月20日、大会報告集は大会後直近の1月31日(必着)。なお、刊行時期は、それぞれ10月と3月。
7. 採否の審査:「研究発表論文」のみ査読を行う。必要に応じて、構成員以外が査読に加わることもある。なお、「研究発表論文」は、審査が終了するまで他誌に投稿できない。投稿の場合は、二重投稿となる。
8. 採否の通知:投稿締切後4週間程度で通知することを原則とする。なお査読結果に修正要求が含まれている場合にはそれに従って修正を行うこと。修正後も分量などについて厳密に規定通りとすること。
9. 送付するファイル:投稿論文ファイルを下記送付先まで電子メールの添付ファイルとして送付すること。また件名は「大会報告集」または「例会報告集」とし、「研究発表論文」「研究発表記録」などのカテゴリーを明確にすること。
10. 送付先:japansocietyforcinemastudies(atmark)yahoo.co.jp [(atmark)の箇所に@を代入してお送り下さい。]
11. 送付確認:提出後3日以内に受領確認メールを送付する。確認メールが届かない場合は、論文未着の可能性があるので、必ず再送信すること。
12. 校正:校正は1回とする。連絡を緊密に取り迅速に行うこと。
13. 電子化:日本映画学会は掲載論文を電子化して学会ウェブ・サイト上などで公開する権利を有するものとする。
14. 印刷費用:PDF刊行とする。原則として学会がすべて負担する。
15. 著作権:著作権者の権利を不当に侵害しない正当な範囲内での著作物の引用を遵守することとする。

2020年3月14日 日本映画学会常任理事会承認／2020年4月1日発効

2020年5月30日 日本映画学会常任理事会承認／2020年6月1日発効